

1 - 2 浜松市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、浜松市防災会議条例(昭和37年条例第34条)第5条の規定に基づき、浜松市防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がなく、その他やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち、軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある市職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調整し、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

(庶 務)

第8条 会議の庶務は、浜松市危機管理監危機管理課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和38年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。